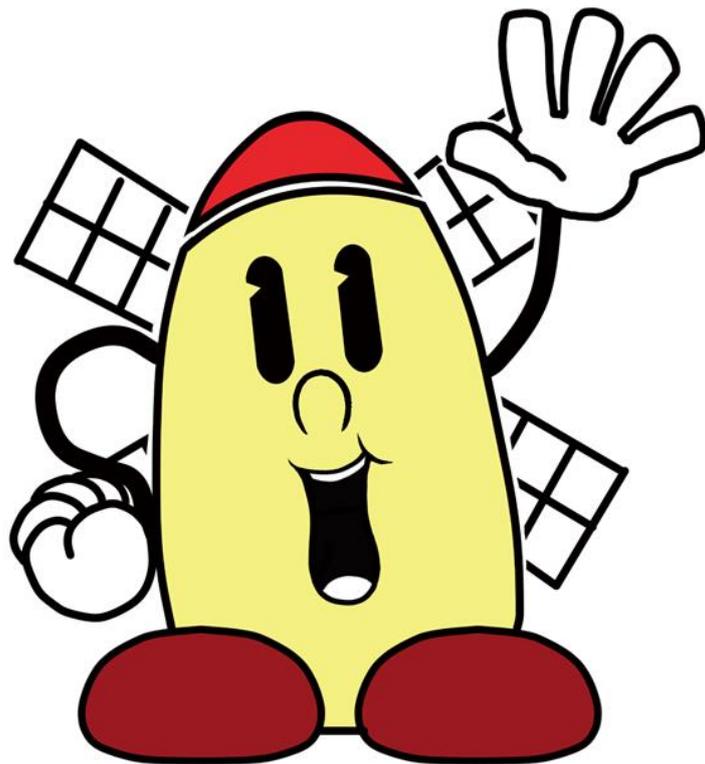


松伏町いじめの防止等のための基本方針



平成28年4月
松 伏 町
松伏町教育委員会
(最終改定 平成31年1月)

《目 次》

はじめに	1
第1章 いじめ防止等のための基本的な考え方	
1 基本理念	2
2 いじめの定義	2
3 いじめの認知	2
4 いじめのとらえ方	2
5 責務	
（1）町及び教育委員会の責務	3
（2）学校の責務	3
（3）家庭の責務	3
（4）地域社会の責務	4
（5）子どもの責務	4
第2章 町及び教育委員会が実施する施策	
1 町及び教育委員会が設置する組織	
（1）松伏町いじめ問題対策連絡協議会	5
（2）松伏町いじめ問題対策調査委員会	5
（3）松伏町いじめ問題再調査委員会	6
2 町及び教育委員会が実施する施策	
（1）いじめの未然防止・早期発見・早期対応に関すること	6
（2）いじめの対応に関すること	7
（3）家庭・地域・関係団体との連携に関すること	7
（4）いじめを許さない気運を醸成すること	8
第3章 いじめ防止等のために学校が実施する施策	
1 学校いじめ防止基本方針の策定	
（1）学校いじめ防止基本方針	9
（2）策定上の留意点	9
2 組織等の設置	9
3 学校におけるいじめの防止等に関する措置	
（1）未然防止	10
（2）早期発見	11
（3）いじめに対する措置（早期対応・早期解消のための取組）	11
（4）いじめの解消	11
第4章 重大事態への対処	
1 重大事態とは	12
2 重大事態への対処	12
（1）重大事態発生時の対応	12
（2）調査の主体と組織	12
（3）調査の実施	13
（4）調査結果の提供及び報告	13
（5）調査結果の報告を受けた町長による再調査及び措置	14
第5章 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項	15

はじめに

すべての子どもは、その一人ひとりがかげがえのない存在であり、社会全体でその健やかな成長を支援しなければなりません。いじめは子どもの尊厳及び人権を脅かし、侵害するものです。次代を担う子どもたちが、一人の人間として尊重され、その成長が保障される環境をつくるのが、すべての者に求められている責務であります。

一方、子どもたちは、自分を大切にするとともに、他者を思いやり、良好な関係を築き、いじめを絶対に許さない風土づくりに努めなければなりません。

松伏町は、町・学校・家庭・地域その他の関係者が連携して、子どもたちをいじめから守るため、また、子どもたちがいじめの被害者にも加害者にもならないようにするため、「いじめ防止対策推進法」（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第12条の規定、及び「いじめの防止等のための基本的な方針」（平成25年10月11日文部科学大臣決定）に基づき、平成28年4月に「松伏町いじめの防止等のための基本方針」（以下「松伏町いじめ防止基本方針」という。）を定め、いじめの未然防止、早期発見、早期対応及び早期解消のため様々な取組を行ってきました。

しかし、現行のいじめ防止等の対策について、不十分な部分を補強し、対策を新たに追加し改善を図る観点から、文部科学省は「いじめの防止等のための基本的な方針」を平成29年3月14日に改定し、また、埼玉県は、平成29年7月に「埼玉県いじめ防止等のための基本的な方針」を改定しました。そこで、松伏町及び松伏町教育委員会においても、さらに子どもたちが安心して学ぶことができる学校づくりを推進するため、「松伏町いじめ防止基本方針」を見直し、改定することといたしました。

このことにより、いじめの防止等の対策を総合的かつ効果的に推進し、子どもたちを見守る体制を構築することで、松伏町のすべての子どもたちが、望ましい人間関係の中で夢に向かって輝き、健やかに成長していけることの実現を目指します。

第1章 いじめ防止等のための基本的な考え方

1 基本理念

いじめはどの子どもにも、どの学級や集団にも起こり得る問題であるとの認識に立ち、町および教育委員会、学校、保護者、地域及び関係機関の力を結集して、いじめの未然防止、早期発見、早期対応及び早期解消を実現し、安全で安心な学校づくりを推進する。

2 いじめの定義

この基本方針において「いじめ」とは、法第2条にあるとおり「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

- ・「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒と何らかの人的関係をいう。
- ・「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。

3 いじめの認知

いじめの様態は様々である。いじめにあっても本人が否定したりする場合、また、けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、行為の分類によっていじめの認知の判断を行うのではなく、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

※ 具体的ないじめの態様

- ・冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたりさせられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる等

4 いじめのとらえ方

「いじめ」について次のように認識し、いじめの防止等の対策を推進する。

- ・いじめは、人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ・いじめは、どの児童生徒にもどの学級や集団にも起こり得るものであり、どの児童生徒も被害者にも加害者にもなり得る。
- ・いじめは、大人には気づきにくいところで行われることが多く発見しにくい。

- ・いじめは、いじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- ・いじめは、その行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する可能性がある。
- ・いじめは、教職員の日常の児童生徒観や指導の在り方が問われる問題である。
- ・いじめは、学校、家庭、地域、子ども全ての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって防止や解消に向けて取り組む問題である。

5 責務

(1) 町及び教育委員会の責務

- ① いじめに関する施策及び取組の検証を行う
いじめの防止に関する基本的な方針を定め、これに基づき、いじめの防止及び解決を図るために必要な取組を実施する。
- ② いじめ防止等に向けた取組を計画的かつ適切に行う
学校が行ういじめ防止等に向けた取組及び相談体制の充実を図るとともに、教員研修を通して、教員の指導力及び学校の組織力の向上を図る。
- ③ いじめ防止等に向けた情報発信を行う
子どもをいじめから守るために、社会全体で子どもを見守り、学校、保護者、地域等にいじめの防止に向けた啓発等の情報発信を行う。

(2) 学校の責務

- ① いじめに関する子どもの理解を深める
学校は、子どもがいじめについて深く考え理解するために、特別の教科 道徳、学級活動、児童会活動・生徒会活動による主体的な取組を通して、子どもに「いじめは絶対許されない」ことを自覚させ、行動するように促す。
- ② いじめから子どもを守る
学校は、いじめに関する情報やいじめの兆候を確実に受け止め、いじめられた子どもが安心して学校生活を送ることができるように、家庭との連携の下、いじめられた子どもを組織的に守っていく。
- ③ いじめ防止に向けた子どもの行動を支える
学校は、いじめに関する情報を教員や保護者等に伝えた子どもなど、いじめ防止に向けて勇気をもって行動した子どもを守るとともに、児童会活動・生徒会活動における子どもの主体的な取組を支援する。
- ④ 教職員が一丸となって取り組む
学校は、いじめの未然防止、早期発見・早期対応を図るために、教職員にいじめを察知し、的確に指導できる力を身に付けさせるとともに組織的な取組を迅速かつ適切に行い、いじめの解決を図る。

(3) 家庭の責務

- ① 家庭でいじめを正しく認識する
保護者は、子どもがいじめを行うことのないよう、家庭で話し合い、子どもにいじめは許さ

れない行為であることを十分に理解させるとともに、規範意識を養う指導に努める。

② 家庭と学校はパートナーである

保護者は、学校と家庭の連絡、相談を密にし、いじめ防止等の取組に協力するよう努める。

また、いじめに関する心配がある場合には学校や関係機関等に速やかに相談又は通報するなど、連携及び協力を努める。

(4) 地域社会の責務

① 社会全体で子どもを見守る

子どもをいじめから守るためには、町、学校、保護者、地域住民等が連携し、社会全体で子どもを見守り、いじめを許さない、見逃さない社会をつくることが大切である。そのために、保護者、地域住民は、子どもの登下校時の見守りや挨拶、地域の催し物の際の関わりなど、これまでも行われている地域の見守り活動や登下校時の安全確認、子どもたちへの挨拶や声かけを、地域で連携して行うことにより、子どもが安心して過ごすことができる環境づくりに努める。

② いじめを発見したら、迷わず通報する

保護者、町民及び事業者等は、いじめを発見した場合は、町、学校又は関係機関等に速やかに連絡、相談するなど、学校等が行ういじめの防止等の取組に協力するよう努める。

(5) 子どもの責務

① 子どもは、いじめを行ってはならない。

② 子どもは、いじめを受けた場合、いじめを発見した場合及びいじめの相談を受けた場合は、勇気を持って、家族、学校又は関係機関等に相談するよう努める。

第2章 町及び教育委員会が実施する施策

1 町及び教育委員会が設置する組織

(1) 松伏町いじめ問題対策連絡協議会

【法第14条 抄】

第14条 地方公共団体は、いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図るため、条例の定めるところにより、学校、教育委員会、児童相談所、法務局又は地方法務局、都道府県警察その他の関係者により構成されるいじめ問題対策連絡協議会を置くことができる。

2 都道府県は、前項のいじめ問題対策連絡協議会を置いた場合には、当該いじめ問題対策連絡協議会におけるいじめの防止等に関係する機関及び団体の連携が、当該都道府県の区域内の市町村が設置する学校におけるいじめの防止等に活用されるよう、当該いじめ問題対策連絡協議会と当該市町村の教育委員会との連携を図るために必要な措置を講ずるものとする。

町及び教育委員会は、法第14条第1項の規定に基づき、小・中学校長、PTA、児童相談所、警察、町職員、その他の関係者により構成される「松伏町いじめ問題対策連絡協議会」（以下「連絡協議会」という。）を設置し、いじめの防止等に関係する機関及び団体相互の連携体制構築を図る。

連絡協議会は、以下の事項について協議を行う。

- ① いじめ問題等に関する施策の推進及び調整に関すること
- ② 町内におけるいじめ等の問題の実態把握、分析に関すること
- ③ その他いじめ問題の解決に必要な事項に関すること

(2) 松伏町いじめ問題対策調査委員会

【法第14条 抄】

3 前2項の規定を踏まえ、教育委員会といじめ問題対策連絡協議会との円滑な連携の下に、地方いじめ防止基本方針に基づく地域におけるいじめの防止等のための対策を実効的に行うようにするため必要があるときは、教育委員会に附属機関として必要な組織を置くことができるものとする。

教育委員会は、法第14条第3項の規定に基づき、連絡協議会との円滑な連携の下に、学校におけるいじめ防止等のための対策を実効的に行うために、教育委員会の附属機関として「松伏町いじめ問題対策調査委員会」（以下「対策調査委員会」という。）を設置する。

この対策調査委員会は、教育、法律、医学、福祉等に関し、専門的な知識及び、経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しないもの（第三者）をもって構成し、その公平性・中立性を確保する。

なお、学校主体の調査では、法第28条第1項に規定する重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと判断する場合、又は、学校の教育活動に支障が生じる恐れがある場合には、教育委員会が対策調査委員会を招集し、これが調査にあたる。

(3) 松伏町いじめ問題再調査委員会

【法第30条 抄】

第30条 地方公共団体が設置する学校は、第28条第1項各号に掲げる場合には、当該地方公共団体の教育委員会を通じて、重大事態が発生した旨を、当該地方公共団体の長に報告しなければならない。

2 前項の規定による報告を受けた地方公共団体の長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生防止のため必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、第28条第1項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。

町長は、重大事態における「松伏町いじめ問題対策調査委員会」の調査結果について、必要があると認めるときは、法第30条第2項の規定に基づき、その調査結果の調査（再調査）を行うために「松伏町いじめ問題再調査委員会」（以下「再調査委員会」という。）を設置する。この再調査委員会は、いじめによる重大事態に係る調査に関し、公正かつ中立な判断をすることができ、かつ、法律、医学、心理、福祉等に関し専門的な知識及び経験を有するものをもって構成する。

2 町及び教育委員会が実施する施策

(1) いじめの未然防止・早期発見・早期対応に関すること

① 教育相談体制の充実

- ・適応指導教室に配置する教育相談員が学校訪問を行い、学校のいじめの状況等を把握し、いじめの未然防止・早期発見・早期対応等に努める。
- ・各中学校に学校生活相談員を配置し、子どもの状況の観察や聞き取り等を通していじめの未然防止・早期発見・早期対応等に努める。
- ・児童生徒や保護者等にスクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーを積極的に周知する。また、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの派遣により、児童・生徒、保護者に、専門的な見地から指導助言及び支援を行う体制を築くとともに、関係機関との連携を一層充実させ、いじめの未然防止・早期発見・早期対応等に努める。
- ・部活動の適切な活動時間や休養日の設定、外部指導者等の活用を促す等、教員が行う業務の明確化を含む教員の負担軽減を図り、教員が児童生徒と向き合う時間を確保する。

② いじめ問題に対する教職員の指導力の向上

- ・教職員に対し、いじめの防止や人権教育に関する研修会の実施等、資質能力の向上に必要な措置を講じる。
- ・各学校で、全ての教職員の共通理解を図るために、年に数回、いじめ問題に関する研修会を実施するよう指導する。
- ・教育相談をコーディネートする教職員の育成に努める。
- ・「彩の国 生徒指導ハンドブックNew I's」の活用を推進する。
- ・「学校いじめ防止基本方針」に基づき、組織的対応の徹底について、校長会、教頭会を通じて指導、助言を行う。

③ 定期的なアンケート調査や個人面談の推進

- ・いじめの早期発見に向け、定期的な生活アンケートの実施や個人面談の実施を各学校に指示する。また、取組状況等を点検・把握し、いじめのない学校づくりのための取組を促す。

- ④ いじめを背景にした問題行動の未然防止及び早期発見・早期対応への支援
 - ・いじめを背景にした問題行動の未然防止及び早期対応・早期解消を図るため、学校と保護者、地域や警察との連携として、いじめ非行防止ネットワークの形成を支援する。
 - ・社会性や人間関係スキルの育成、望ましい人間関係づくりの取組を促す。
 - ・児童生徒による「いじめ撲滅宣言」等、いじめの防止等に係る主体的かつ自発的な活動を支援する。
- ⑤ ネット上のいじめへの対応
 - ・インターネットを通じて行われるいじめに対しては、関係機関と連携して実態把握に努め、早期発見・早期対応のために必要な措置を講じる。
 - ・インターネットや携帯電話等の使用に関するルールや情報モラルの教育の充実に努めるとともに、生徒が自主的にインターネットの使用に関するルールづくりを行うことを促す。
- ⑥ 学校評価実施への指導助言
 - ・町内小中学校が学校評価等において、いじめの問題を取り扱うに当たっては、法第34条を踏まえるとともに、学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を考慮して行うよう、指導・助言を行う。
- ⑦ 幼児期からのいじめの未然防止に向けた取組の推進
 - ・埼玉県教育委員会作成の「子育ての目安『3つのめばえ』」や松伏町教育委員会作成の「ひとりひとりの成長にあわせた子育て」を活用し、発達段階に応じて幼児が他の幼児と関わる中で相手を尊重する気持ちをもって行動できるよう、幼児期からのいじめの未然防止に向けた取組を推進する。

(2) いじめの対応に関すること

- ① いじめに対する措置
 - ・教育委員会は、いじめの報告を受けた時、必要な措置を講ずることを指導・助言し、必要に応じて調査を行うなど、学校に対する必要な支援を行う。
- ② 児童生徒の出席停止
 - ・いじめを行った児童生徒の保護者に対して、学校教育法第35条第1項の規定に基づき、当該児童生徒の出席停止を命ずる等、いじめを受けた児童生徒及びその他の児童生徒が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を講じる。
- ③ 学校への指導のあり方及び警察等への通報・相談による対応
 - ・教育委員会はいじめが起きた場合には、いじめられた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全確保を第一に考えさせるとともに、再発防止に向けて、教職員全体の共通理解、保護者の協力、関係機関との連携のもとで取り組むよう、学校に指導・助言する。
 - ・教育委員会は犯罪行為又は重大な被害が生じるようないじめの場合、被害者への配慮のもと、早期に警察に相談・通報し連携を図ることを学校に指導・助言する。

(3) 家庭・地域・関係団体との連携に関すること

- ・いじめ防止を含めた非行防止教室の実施を促す。
- ・学校応援団や防犯に関わる地域の方々などによる、学校や関係機関等とのいじめ情報に関する連携を推進する。

- ・地域の方がいじめの兆候を発見した場合、速やかに学校や関係機関等へ情報提供が行なわれるよう、松伏町いじめ防止基本方針の内容の周知を含め、広報等で町民に啓発を図る。

(4) いじめを許さない気運を醸成すること

- ① 県で実施する「いじめ撲滅強調月間」(11月)に合わせて、松伏町においても各学校の児童生徒の問題意識の高揚を図る
 - ・いじめに対する「行動宣言」を行い、学級や学校単位で「いじめを考える授業」や「いじめが起きにくい学級づくり」などに活用し、一人一人がいじめに対して自分にできることを考える機会とする。
- ② 児童生徒、保護者及び教職員に対していじめ防止等に関する啓発を推進する
 - ・人権標語、作文の作成等を通して、児童生徒の人権意識高揚を図る。
 - ・松伏町人権作文集「こころ」を編集し、町内全児童生徒及び保護者に配布し、人権意識の高揚を図る。
 - ・各小学校において松伏町人権擁護推進委員による「人権教室」を開催し、児童並びに教職員の人権意識の高揚を図る。
 - ・学校管理職等人権教育研修会を開催する。
 - ・児童生徒、保護者に、いじめに係る関係機関の相談窓口広報カードを配布する。中学校については、生徒手帳に相談窓口の連絡先等を印刷し配布する。

第3章 いじめの防止等のために学校が実施する施策

1 学校いじめ防止基本方針の策定

【法第13条】

第13条 学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

(1) 学校いじめ防止基本方針

学校は、いじめの防止のための取組、早期発見・いじめ事案への対処の在り方、教育相談体制、生徒指導体制、校内研修等、いじめの防止、いじめの早期発見、事案対処などいじめの防止等全体に係る基本的な方向や取組の内容等を学校いじめ防止基本方針として定める。また「松伏町いじめ防止基本方針」とあわせて、総合的、効果的かつ実効的ないじめ防止等の取組を推進するものとする。

(2) 策定上の留意点

- ① 児童生徒がいじめに向かわない態度・能力の育成等のいじめが起きにくい及びいじめを許さない環境づくりのために、包括的な取組の方針、その具体的な取組、学校いじめ対策組織の具体的な活動を記載する。
- ② いじめの加害児童生徒に対する成長支援の観点から、加害児童生徒が抱える問題を解決するための具体的な対応方針を定めるよう努める。
- ④ 学校いじめ防止基本方針が、実情に即して適切に機能しているかを定期的に点検し、必要に応じて見直すというPDCAサイクルを盛り込む。
- ⑤ 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付け、その評価結果を踏まえ、学校におけるいじめの防止等のための取組の改善を図る。
- ⑥ 児童生徒や保護者・地域住民・関係機関等を巻き込みながらの策定に努める。
- ⑦ 生活アンケート調査を児童生徒及び保護者に対し、年間3回以上の実施を位置付ける（ただし、アンケート調査の結果だけに頼らない。）。
- ⑧ 11月の埼玉県のいじめ撲滅強調月間に合わせ、児童生徒を主体とした取組を位置付ける。
- ⑨ 重大事態への対処については、迅速な対応ができるようにする。
- ⑩ 教職員の果たすべき役割、保護者や地域との連携及び協力の内容、目指す児童生徒像等が分かるようにする。
- ⑪ ホームページへの掲載等により公表するとともに、入学時や各年度初めに児童生徒、保護者等に説明する。

2 組織の設置

【法第22条】

第22条 学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

学校は、法22条の規定に基づき、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を実効的に行うため、学校の複数の職員に加え、必要に応じて心理や福祉の専門家である

スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーなどその他の関係者により構成されるいじめ防止の対策のための組織を設置する。

また、この組織は学校いじめ防止基本方針に基づくいじめの防止等に関する取組を実効的に行う際の中核となる組織であり、実際にいじめ若しくはいじめと疑われる事案が発生したときの事実確認や重大事態が起きたときの調査をする組織の母体となるものとする。

さらに、組織の存在及び活動が、児童生徒及び保護者に認識される取組を実施する。

3 学校におけるいじめの防止等に関する措置

学校は、教育委員会と連携しいじめの未然防止や早期発見、いじめが発生した際の対処等に当たる。

(1) 未然防止

いじめはどの子どもにも起こり得るという事実を踏まえ、全ての児童生徒を対象に、いじめに向かわせないための未然防止の取組として、児童生徒が自主的にいじめの問題について考え、議論すること等のいじめの防止に資する活動に取り組む。指導に当たっては、発達の段階に応じて、児童生徒がいじめの問題を自分のこととして捉え、正面から向き合うことができるよう、実践的な取組を行う。

① 道徳教育や人権教育を充実させる。

- ・いじめは重大な人権侵害であり、決して許されないこと、いじめが刑事罰の対象となり得ること、不法行為に該当し損害賠償責任が発生し得ることについて学ぶ取組を実施する。
- ・児童生徒に対して、傍観者とならず、教職員への報告をはじめとするいじめを止めさせるための行動をとる重要性を理解させる。

② 集団の一員としての自覚や自信を育み、互いを認め合える人間関係・学校風土をつくる。

- ・学校全体で、日常の教育活動を通して常に子どもとの信頼関係の醸成に努め、子どもが安心して学校生活を送ることができる居場所となる学級づくりに取り組む。
- ・「学ぶ喜びを味わわせる授業」が、いじめを予防する手立ての一つとなることを学校全体で認識し、授業改善に当たる。授業改善に当たっては、ユニバーサルデザインや特別支援教育の視点も加える。

③ 教育活動全体を通して、児童生徒が主体的に考え、適切に判断し、行動できる力を培う。

- ・児童生徒が心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりに取り組む。

④ 児童生徒及び保護者を対象としたいじめ防止のための啓発活動を推進する。

- ・児童生徒及び保護者を対象に生活アンケート調査を年間3回以上実施する。
- ・11月の埼玉県のいじめ撲滅強調月間に合わせ、児童生徒を主体とした取組を実施する。
- ・学校いじめ基本方針についてホームページへの掲載等により公表するとともに、入学時や各年度初めに児童生徒、保護者に説明する。

⑤ 家庭との緊密な連携・協力体制を築く。

- ・計画的かつ意図的に個人面談や家庭訪問等を実施する。
- ・学校評価を活用し、いじめ防止についての具体的な取組状況や達成状況を評価・改善をする。

- ⑥ 校内研修等を通して、児童生徒理解や指導力の向上を図る。
- ・教職員の言動が、児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。

(2) 早期発見

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることが多いことを教職員は認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階からの確に関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知することが必要である。

- ① 日頃から児童生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、会話や日記指導、きめ細かな観察などで、児童生徒が示す変化やいじめのサインを見逃さないようにする。
- ② 定期的なアンケート調査や教育相談や個人面談等の実施により、児童生徒及び保護者がいじめを訴えやすい体制を整備する。
- ③ 児童生徒からの相談に対しては、教職員等で情報を共有し、組織的かつ迅速に対応する。
- ④ 指導体制、教育指導の在り方、早期発見・早期対応に向けた体制、家庭・地域との連携の在り方について改善を図る。
- ⑤ 保護者、交通指導員や学校応援団等の地域住民からの情報の入手を積極的に行う。

(3) いじめに対する措置（早期対応・早期解消のための取組）

学校の教職員がいじめを発見し、又は相談を受けた場合には、情報を抱え込むことなく、速やかに学校のいじめ対策組織に報告し、組織的な対応をする。さらに、保護者の協力、関係機関や専門機関等（教育相談員、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー等）との連携の下、被害児童生徒及び加害児童生徒への対応を行うものとする。

- ① 事実関係の確認の上、組織的に対応方針を決定し、被害児童生徒を徹底して守り通すとともに加害児童生徒に対しては、当該児童生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。
- ② 被害児童生徒の立場に立って、いじめに当たると判断した場合にも、状況によっては、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。ただし、その場合にあっても、法が定義するいじめに該当するため、事案を法第22条の学校のいじめ対策組織へ情報共有する。

(4) いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、被害児童生徒に対する心理的又は物理的な影響を与えるいじめの行為が止んでいる状態、及び被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていない状態が3箇月以上継続している場合とする。

なお、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないことについては、被害児童生徒本人及びその保護者に対し、面談等により確認することとする。

ただし、いじめが再発する可能性を踏まえ、日常的に注意深く観察するものとする。

第4章 重大事態への対処

【法第28条 抄】

第28条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- (1) いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- (2) いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

1 重大事態とは

- いじめにより、児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
 - ① 児童生徒が自殺を企図した場合
 - ② 身体に重大な傷害を負った場合
 - ③ 金品等に重大な被害を被った場合
 - ④ 精神性の疾患を発症した場合などのケースが想定される。
- いじめにより、児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき
相当の期間とは、年間30日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、迅速に調査に着手する。
また、いじめられて重大事態に至ったという申立てが児童生徒や保護者からあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

2 重大事態への対処

(1) 重大事態発生時の対応

学校は、重大事態が発生した場合、教育委員会に、事態発生について報告する。また、教育委員会は、町長にこれを報告する。

(2) 調査の主体と組織

調査の主体は、教育委員会又は学校とする。

どちらが主体となるかは、重大事態への対処や保護者の訴え、学校の教育活動への支障の有無等を踏まえ、教育委員会が決定する。

教育委員会が調査の主体となる場合は、前述のように松伏町いじめ問題対策調査委員会を法第28条に定める調査のための組織として位置づける。

学校が調査主体となる場合は、法第22条の規定に基づき、いじめ防止等の対策のための組織を調査のための組織として位置づける。この場合、法第28条第3項の規定に基づき、教育委員会は、

調査を実施する学校に対して必要な指導、人的措置等適切な支援を行う。

なお、教育委員会が調査をする場合は、以下の通りとする。

- 学校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと判断する場合
- 学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合

(3) 調査の実施

この調査の目的は、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものであり、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応のためのものではない。

重大事態に至る要因となったいじめ行為が、「いつ（いつ頃から）」、「誰から行われ」、「どのような態様であったか」、「いじめを生んだ背景・事情」や「児童生徒の人間関係にどのような問題があったか」、「学校・教職員がどのように対応したか」などの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。この際、因果関係の特定を急ぐことなく、客観的な事実関係を速やかに調査する。

① いじめられた児童生徒からの聴き取りが可能な場合

いじめられた児童生徒から可能な限り聴き取った上で、在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行う際、いじめられた児童生徒や情報を提供した児童生徒を守ることを最優先とした調査実施が必要である。

② いじめられた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合

児童生徒の入院や死亡など、いじめられた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合は、当該児童生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者に今後の調査について協議し、調査に着手する。

③ 自殺の背景調査における留意事項

児童生徒の自殺という事態が起こった場合の調査の在り方については、その後の自殺防止に資する観点から、自殺の背景調査を実施する。この調査においては、亡くなった児童生徒の尊厳を保持しつつ、その死に至った経過を検証し再発防止策を講ずることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら行う。いじめがその要因として疑われる場合の背景調査については、法第28条第1項に定める調査に相当することとなり、その在り方については、次の事項に留意し、「子どもの自殺が起きたときの背景調査の指針」（平成26年7月、児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議）及び「教師が知っておきたい子どもの自殺予防」（平成21年3月、文部科学省刊）を参考とするものとする。

(4) 調査結果の提供及び報告

① 児童生徒及びその保護者への情報提供

【法第28条第2項】

第28条第2項 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

教育委員会又は学校は、重大事態に係る調査を行ったときは、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係（いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景・事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのよう

に対応したかなど) について、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して説明する。また、適時、適切な方法で、経過報告も行う。

これらの情報の提供に当たっては、教育委員会又は学校は、他の児童生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。ただし、いたずらに個人情報保護を盾に説明を怠らないこととする。

調査の実施により得られたアンケートについては、いじめられた児童生徒又はその保護者に提供する場合があることをあらかじめ念頭に置き、調査に先立ち、その旨を調査対象となる在校生やその保護者に説明する。また、学校が調査を行う際、教育委員会は、情報提供の内容・方法・時期などについて必要な指導及び支援を行う。

② 調査結果の報告

調査結果については、学校は教育委員会に報告し、教育委員会は町長に報告する。

上記①の説明の結果を踏まえて、いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には教育委員会又は学校は、いじめを受けた児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添えて町長に提出する。

(5) 調査結果の報告を受けた町長による再調査及び措置

【法第30条第2項】

第30条第2項 前項の規定による報告を受けた地方公共団体の長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、第28条第1項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。

① 再調査

重大事態の報告を受けた町長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、法第28条第1項の規定による調査の結果について調査（以下「再調査」という。）を行う。

この再調査は、「松伏町いじめ問題再調査委員会」が行う。

再調査についても、教育委員会又は学校による調査同様、再調査の主体は、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して、情報を適切に提供する責任があるものと認識し、適時・適切な方法で、調査の進捗状況等及び調査結果を説明する。

② 再調査の結果を踏まえた措置等

町長及び教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために、指導主事やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等を派遣し、当該学校への重点的な支援を行う等、必要な措置を行う。

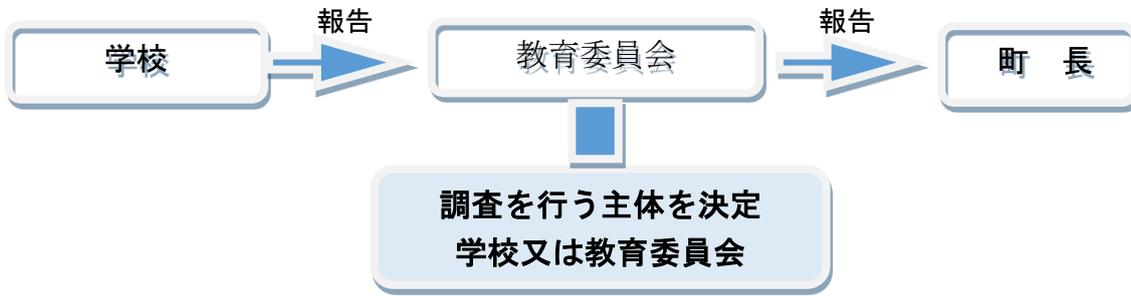
また、再調査を行った場合、町長はその結果を議会に報告する。報告する内容については、個々の事案の内容に応じ、個人のプライバシーに対しての必要な配慮を行う。

第5章 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

連絡協議会において毎年度、松伏町いじめ防止基本方針にある各施策の効果を検証し、松伏町いじめ防止基本方針の見直しを検討する。町及び教育委員会は、その報告に基づき、必要があると認められるときは、適切に対処する。

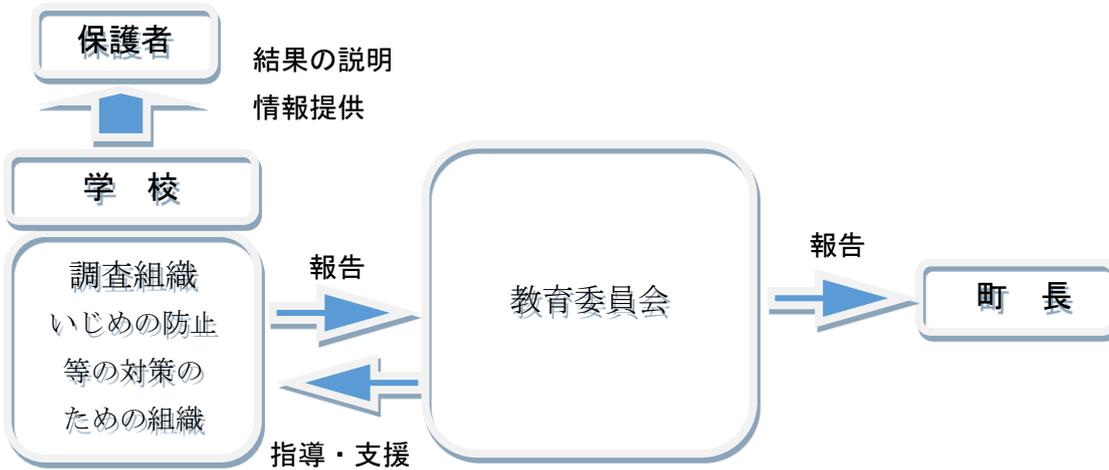
資料

重大事態の発生

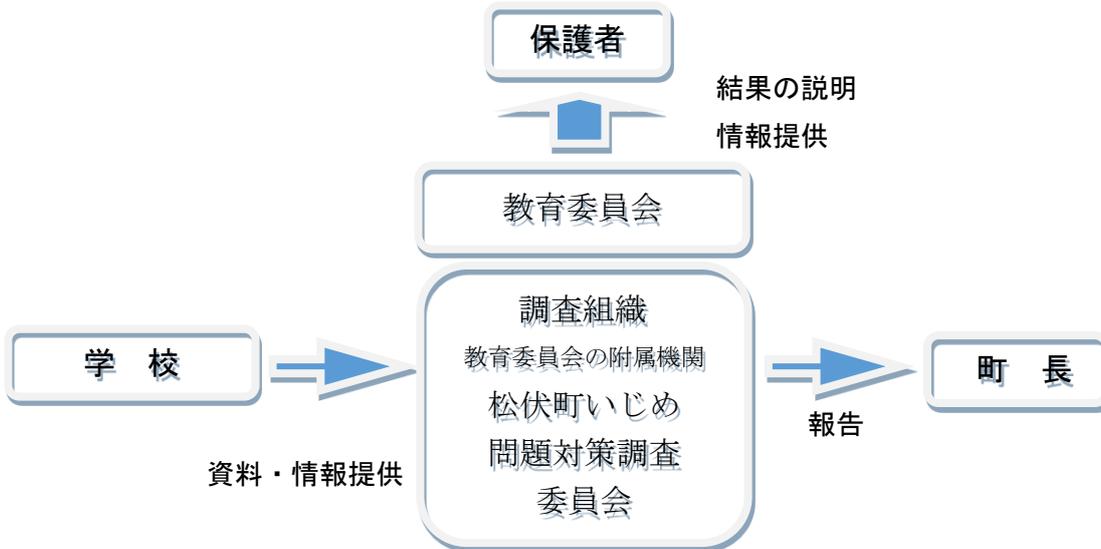


調査の実施

学校が行う場合



教育委員会が行う場合



再調査

※第一次調査が教育委員会 再調査を求められたとき

